

## 第2回 福岡市宿泊税に関する調査検討委員会

1 日 時 平成30年10月24日（水）13：30～16：00

2 場 所 エルガーラホール 会議室1 （福岡市中央区天神1-4-2）

3 次 第

（1）開会

（2）議題審議

①宿泊事業所へのアンケート結果まとめ

②福岡市の今後の観光振興について

③福岡市における宿泊税の課税要件について  
(福岡市の宿泊税の考え方)

（3）閉会のことば

## 第2回 福岡市宿泊税に関する調査検討委員会 出席者名簿

(50音順・敬称略)

委員名	所属
かねこ 金子 新	福岡市ホテル旅館協会 会長
ごうの 合野 弘一	福岡観光コンベンションビューロー 専務理事
たなか 田中 治	同志社大学法学部 教授
やました 山下 真輝	株式会社 JTB 総合研究所 主席研究員

(福岡市事務局)

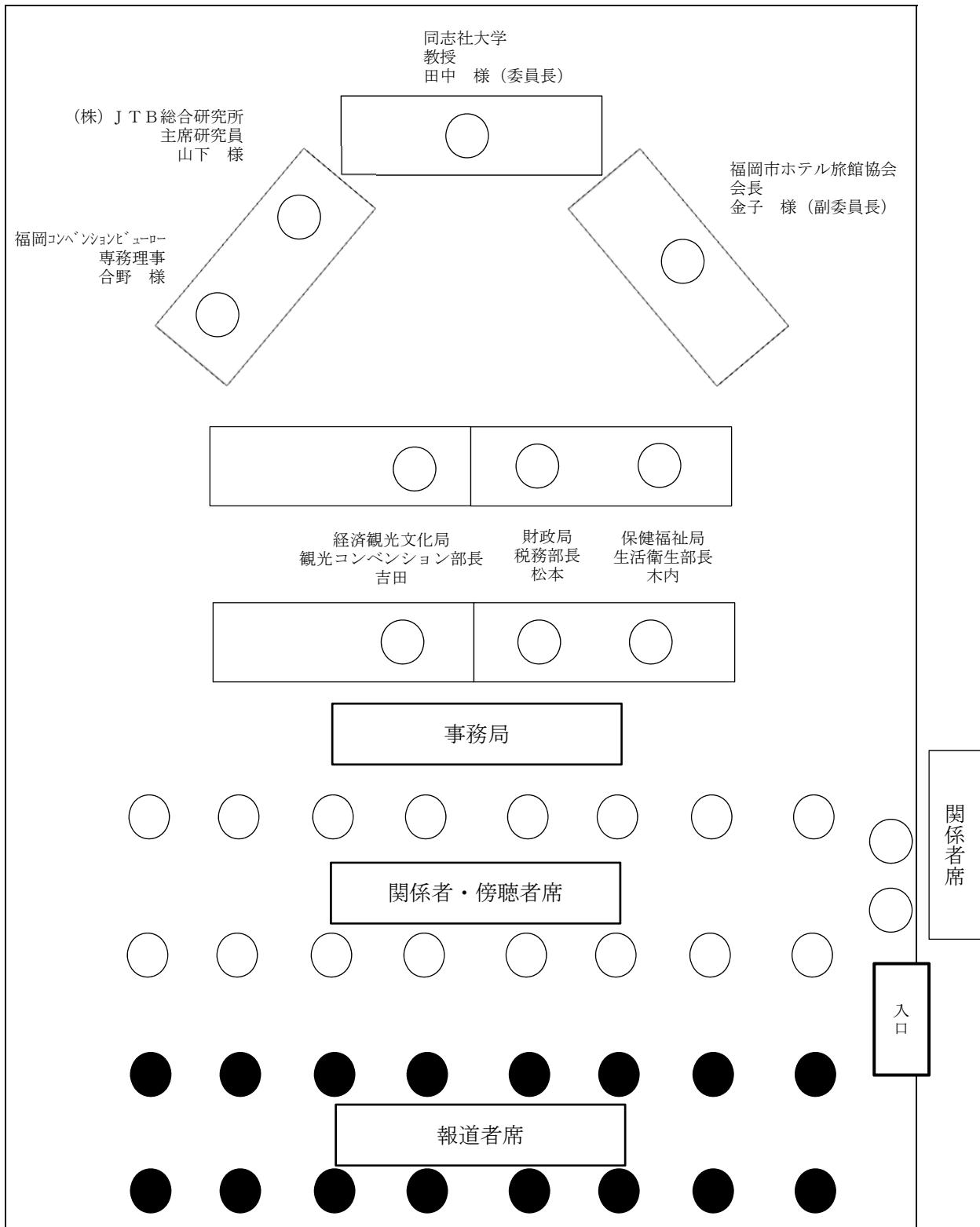
氏名	所属
まつもと 松本 典久	財政局税務部長
よしだ 吉田 宏幸	経済観光文化局観光コンベンション部長

(福岡市オブザーバー)

氏名	所属
きうち 木内 佳伸	保健福祉局生活衛生部長

## 第2回 福岡市宿泊税に関する調査検討委員会 座席表

平成30年10月24日（水）13:30～16:00 エルガーラホール 会議室1



## 福岡市宿泊税に関する調査検討委員会 設置要綱

### (設置)

第1条 福岡市観光振興条例（平成30年福岡市条例第55号）に定める宿泊税（以下、「宿泊税」という。）等に関する調査検討を行うため、福岡市宿泊税に関する調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (調査検討課題)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討するものとする。

- (1) 宿泊税に関すること
- (2) その他観光振興等に関すること

### (構成)

第3条 委員会は、委員4人で構成する。

2 委員会の委員は、観光振興又は税財制度について学識を有する者から、市長が委嘱する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、これを代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、これを進行するものとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、学識を有する者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

### (会議の公開)

第6条 会議は原則公開とする。ただし、会議における審議内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、または、会議を開くことにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。

### (経費の支弁)

第7条 市は、委員会の委員に対し、会議の出席に対して報償費及び交通費を支弁するものとする。

### (事務局)

第8条 委員会の庶務及び検討の補佐をするため、事務局を経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課及び財政局税務部税制課に置く。

### (規定外事項)

第9条 この要綱に定めのない事項で、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年9月27日から施行する。

## 第2回 福岡市宿泊税に関する調査検討委員会

### 配布資料一覧

**資料1** 宿泊事業所へのアンケート結果まとめ

**資料2** 福岡市の今後の観光振興について

**資料3** 福岡市における宿泊税の課税要件について  
(福岡市の宿泊税の考え方)